

会 議 録

1 会議名

平成28年度 上越市入札監視委員会 第1回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【報告】

- (1) 発注状況について（公開）
- (2) 指名停止措置状況について（公開）

【審議】

抽出案件の審議について（公開）

3 開催日時

平成28年4月26日（火）午後2時00分から午後4時10分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局4階 401会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、笹川香織、田中雅博、山田耕司、山田昌子

・事務局：池田財務部長

契約検査課：宮下契約課長、廣田副課長、武田係長、太田係長

ガス水道局総務課：平野課長、鋤柄副課長、森口係長

（審議案件担当課）

都市整備課：山辺係長

観光振興課：本名係長

建築住宅課営繕室：坪井副室長、坂下技師

学校教育課：桐山主任

福祉課：佐藤主任

税務課：清水主任

文化行政課：新保係長

ガス水道局浄水課：草間課長、水澤係長

ガス水道局南部営業所：横田所長

8 発言の内容

【報告】

(1) 発注状況について

宮下課長：（資料 1-1 上越市発注分に基づき説明）

昨年度第 3 回会議で報告した以降の平成 27 年 11 月から年度末の平成 28 年 3 月末までに契約を行った工事、委託、物品等の発注状況と、27 年度全体の発注状況並びに比較参考として 26 年度全体の発注状況をお示しています。

また、右欄の対前年比は発注金額で比較した割合となっております。

まず、工事全体では、27 年度の発注件数は 522 件となっており、26 年度と比較して 13%減となりましたが、大型案件もあったことから、発注金額では約 7%の増となっております。

制限付き一般競争入札では、27 年度に対象を予定価格 5 千万円以上から 2 千万円以上に拡大したことに伴い、件数は倍以上の増加となり発注金額では約 55%増となっているところです。

一方で指名競争入札については、制限付き一般競争入札の対象拡大や、道路工事などが少なかったことから、件数で約 3 割減、発注金額で約 55%の減となっているところであります。

随意契約については、キューピットバレイスキー場リフト周りの機械器具工事を 27 年度に行ったこともあり、26 年度よりも件数が増加しております。全体の落札率については 92.99%と、26 年度よりも 8%ほど低い結果となっております。

委託の発注状況については、全体として件数、発注金額及び落札率のいずれも、26 年度とほぼ同様となっております。

物品等の発注状況につきましては、平成 27 年度、制限付き一般競争入札により除雪機械を 1 件発注しています。

平野課長：（資料 1-2 ガス水道局発注分に基づき説明）

まず工事では、27 年度の合計件数は 253 件、金額では 3,090,180,000 円を発注しています。ガス水道局においては、ガス水道の本支管工事、こちらの件数が約 7 割と大部分を占めている状況です。平均落札率については 89.16%で、26 年度との比較では 2.09 ポイント低下しています。

落札率が低下した主な理由としては、ガス水道の本支管工事の制限付き一般競争入札において、最低制限価格と同額での落札者が増加したことによるものであります。

次に委託では、27 年度の合計件数は 41 件、金額では 236,230,000 円を発注しています。平均落札率については 89.17%ということで、26 年度との比較で 5.64 ポイント上昇しております。これは、26 年度に水道メーター修理再検定委託業務があり、この落札率が 44.65%と低い落札率だったため、27

年度の落札率が上昇した形になっています。

次に物品印刷賃貸借では、27年度の合計件数は29件、金額では90,310,000円を発注しています。平均落札は81.18%で、26年度と比較して0.7ポイント上昇しています。

今本委員長： 本日配付された、「ガス水道本支管工事の入札発注」についての説明をお願いします。

平野課長： ガス水道の本支管工事の入札発注について説明いたします。先般の12月の委員会で説明した以降の入札状況につきまして説明します。入札の実施件数ですが、制度の見直しを行った平成26年3月以降、合計で62回、424件の入札を執行しました。

市内業者の参加状況ですが、市内に事業所を持つ事業者の参加率は、前回の報告と同様96.1%で新たな市外からの入札参加事業者はありませんでした。

次に、応札の状況ですが、入札結果の状況の表の8の項目。最低制限価格と同額で落札した入札案件につきましては、一番右の欄の合計の通り216件となっています。全体の入札件数424件の約50%。またその下の項目、最低制限価格と同額で入札した事業支店につきましては延べ956社、全体の約20%でいずれも前回報告と同様の比率となっています。

落札率につきましては、単純平均で89.7%となり、前回報告時からさらに0.05ポイント低下する結果となりました。また入札に当たっては、参加する全事業者に提出を義務付けている工事費内訳書の点検確認を行っておりますが、全ての入札で不正を疑う案件はありませんでした。

入札発注方法を見直した後の2年間に執行されたガス水道の本支管工事の入札に当たっては、参加する全事業所に提出を義務付けている工事費内訳書の点検確認を行っておりますが、すべての入札で不正を疑う案件は無く、適正な入札が執行されています。

また、入札発注方法見直し前に比べ、4.8ポイント落札率が低下していることや、最低制限価格と同額で入札した事業者も、より一層の競争性が確保されている状況は読み取れるものとなっています。

なお、下段の入札状況は今ほど説明した数値を含め、設計金額別の入札件数、入札参加事業者数、入札発注方法見直し前と比べた新たな入札参加事業者数や落札率などの状況をまとめたものです。

今本委員長： 26年度末までが発注方法を見直す前ということでしょうか。

平野課長： 見直し後ということになります。26年度については1年間まとめたものになっています。

(3) 指名停止措置状況について

宮下課長： 昨年11月1日から本年3月31日まで5か月間の指名停止措置状況についてご報告します。

資料の訂正をお願いいたします。

資料No.2の表面下段ですが、株式会社N J Sの指名停止期間のうち、上越市ガス水道局の指名停止期間が誤っております。正しくは上段の上越市の指名停止期間と同様の平成28年2月26日から平成28年6月25日までの4か月ですので訂正をお願いします。

5か月間で指名停止措置については3件です。

まず1件目です。こちらは市内業者ですが、有限会社上越重機工業です。

大島区の大島農業実習交流センター園芸温室の解体工事におきまして、作業中作業員が、はしごから転落する事故が発生し、この事故に対して労働基準監督所から労働安全衛生法違反の疑いで書類送検されたことを踏まえまして、ガス水道局同様に、安全管理措置の不適切により生じた工事関係者による事故に該当するとして、平成27年12月17日から平成27年12月30日までの2週間指名停止としたものです。

2件目の株式会社N J S、こちらは東京に本社のある会社ですが、千葉市発注の下水処理施設の設備更新に関する業務に関し、いわゆる官製談合によりN J Sの社員が逮捕されたという事案を踏まえ、競争入札妨害または談合という要件に該当するとして、上越市及びガス水道局において平成28年2月26日から同年6月25日までの4か月間指名停止措置をとったものであります。

3件目は、こちらも東京に本社のある日本道路株式会社です。

東日本大震災の復旧工事。高速道路ですが、これに関して繰り返し談合していた疑いがあるということで公正取引委員会から指摘され、東京地検の方で書類送検し、刑事告訴されたことを受け、独占禁止法に当たるものとして、上越市及びガス水道局において平成28年3月30日から同年6月29日までの3か月間指名停止措置を行ったものでございます。

今本委員長： ただいまの説明に対して何か質問等があればお願いします。

全委員： 意見なし。

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

今本委員長： 今回は田中委員から審議案件を10件選んでいただきました。抽出理由については、資料の下に記載しておりますが、補足説明をされる場合は事務局の説明の前をお願いします。

審議については、これまでと同様各案件について、事務局が概要説明を行った後、委員の皆さんからご質問いただき、事務局が回答するという形で進めていきたいと思っております。

案件の担当部局の担当者からも同席いただいておりますが、ご担当の方は最初の発言の際、部署名と名前を言っていただいた後に回答をお願いします。

案件審議の順番については、No.1 から順に審議してまいりたいと思っております。それでは審議の前に、田中委員抽出理由の補足はよろしいですか。

田中委員： 事務局の説明を受けてから質問したいと思います。

《No.1 (仮称) 厚生産業会館建築 工事》

廣田副課長： 「資料3のNo.1」に基づき契約の概要を説明)

抽出理由の落札率が高い結果となっている状況ですが、私たちが知り得る中では、建築工事については落札率が高くなるという傾向にありまして、27年度の建築一式工事の平均落札率は96.92%ということになっておりますので、本案件については予定価格に近かったということが言えます。

市が積算した予定価格に近い額での応札になりますが、建築工事の場合、積算価格の単価の根拠は業者さんによって色々考えられるというような事情があります。一度目の応札で必ず落札されることではないようです。

積算にあたって最低制限価格を下回ってしまうと、業者さんは失格になりますので、それを心配して不確定な要素が多いために、安全に高めに応札するところがあります。そして今回のように、1回目で予定価格をオーバーすると再入札になります。再入札になると、業者さんには1回目の最低応札金額を示し、この金額以下での再入札をお願いしますという通知をします。そのことによって、ある程度は積算目安が付くということ。見積り不確定な要素が多いためにそういった傾向がみられるというのが私たちとして考えられる理由です。

今本委員長： 今の事務局の説明に対する質問があればお願いします。

田中委員： 再入札時に最低応札価格を示したということですか。

廣田副課長： 入札を行って落札決定に至らなかった場合、1度目の入札の、1番最低額の入札者の金額を示して再入札をするのがルールとなっております。

田中委員： 特定共同企業体ということなのですが、それは入札参加資格条件ですので、初めから企業体ありきということで企業体が結成されたものと思いません。建築合計の点数が1200点以上の会社であれば、企業体でなくても単体で施工することができるのではないかと思います。そうしたほうが自由な競争入札に進んでいくものだと思いますが、特定共同企業体にしなければならない理由とは何でしょうか。

廣田副課長： 上越市では共同企業体の運用基準を設けており、1億円以上の工事につい

ては共同企業体による施工という基準をもっています。それは工事の額が大きいということで、単独の業者さんによる資材の調達とかそういったものの負担を軽減し、かつ工事の品質も確保するということです。

下請けとは別に、共同出資の中、企業体を組んでいただくことによって、市内への経済効果等もあってこのような運用をしています。一定の金額を超える大きな工事は共同企業体で施工するという方式を取っております。

田中委員： 予定価格は市で積算されたということですが、これは職員の方が 17 億もの積算をなされたわけですか。

廣田副課長： 設計書の作成は設計業者に委託し、市が確認しています。

田中委員： 設計時の金額というのは業者さんが分かるものなのですか。

廣田副課長： 設計価格は業者には分かりません。

田中委員： 上越市にとっても非常に注目される建物であろうと思います。そういった中で 99.76%という高落札率であったが、この規模で、このようにぴったりと予定価格近くまでいくものなのか、疑問といたしますか、建物ですので工事の仕方によってそれぞれ応札金額に相当の差が出てくるものではないかということ。高落札率、100%に近い金額で請け負ったというのは不思議だという一市民としての感情です。

再入札に際して最低応札額が示されて、また、予定価格と最低制限価格の範囲の中でそのようになっていくということであれば、それはそれで理解したいと思います。

今本委員長： 確認ですが、資格要件で新潟県内に本社を有すると設定するのは、どのような工事の場合ですか。

廣田副課長： 業者の地域要件につきましては、基本的には上越市内に本社のある業者さんを要件に採用することが多いですが、工事の内容によって、徐々に地域の範囲を広げていくということになります。それで金額ですとか工事の内容、難易度等、資材等の調達ですとか人の確保も含めて検討し、次の段階で県内に本社を有する業者というように広げます。

さらに、もっと大きな工事で技術も必要ということであれば、県内という要件を外して、全国というように地域をどんどん広げていくということで、工事の内容によって決めております。

今本委員長： 営業所要件については常に上越市内ということでもいいですか。

廣田副課長： これも市内営業所、市内本社ということで地域を広げていくわけですが、基本的には法人市民税の納税ということ踏まえ地域の経済ということを考えますので、市内に営業所、市に税金を納めていただいているというものを少しでも優遇することであります。ただし、技術的な部分、資力というか財力といった部分の見合いの中で、地域要件を広げていく要素があればさらに広げていくということになります。

田中委員： 発注者側では分からないとは思いますが、企業体を組まれた経緯は聞いて

いるものですか

廣田副課長： 私たちでは把握しておりません。

今本委員長： いつも一緒の組み合わせではないですね。

廣田副課長： 常に同じ業者さんで組むことはありません。その都度その都度です。

《No.2 うみてらす名立冷却塔修繕工事》

廣田副課長： （「資料3のNo.2」に基づき契約の概要を説明）

工期の欄に180日間とありますが、60日間の誤りですので訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

抽出理由は、落札率が低かった要因ということですが、応札者はメンテナンス、元施工など施設に携わっていた業者3社でした。2番目に低かった金額を入札した業者さんについても77%と比較的低い率で応札をされております。設備工事の場合ですが、部品として入れ替える製品、品物の取引の価格によって、価格を圧縮できるというようなことがあります。部品にかかる調達コストを下げることができ、その他の工事に関係する人件費等は一定のレベルのものが必要と思いますが、部品の調達、自分のところの取引先会社との見合いもあるとは思いますが、そういったところである程度経費の圧縮ができるようであれば、落札率が下がる場合があると考えています。

低入札調査の結果ですが、工事の内容を熟知しており、調達価格が確保できるということから施工は出来ることを確認しております。

田中委員： 予定価格の1,603,000円という金額ですがこれは応札者の13番、14番の業者さんの参考見積りで出たものなのでしょうか。

廣田副課長： 設計ではない仕様書による発注の場合は、業者から参考見積を取った中から予定価格を算定しています。私たちの推測になりますが、参考見積の際に俗にいう一般的な小売価格を含めた中で、参考見積を出される場合と、ある程度その業者さんは実際工事をやることを想定して見積もりを出される業者さんと、それぞれあると思います。

多くの場合は標準的な部分で参考見積もりを出していただいて、そして実際の入札になりますと、そこから本社内で検討した上で経費を圧縮できるものは圧縮して応札してくるという場合があるというように聞いております。これはそのような内容で、見積はこの2社から取っています。

田中委員： 価格の設定が適正ではなかったのかと感じられるわけですが、業者の努力によって実際の入札するときはもっと安い金額で入札できますよと。それはそれでもっともなように思われます。しかし3割以上安くなるものを、初めから高く提示してくるという業者さんもある。どうなのでしょう、そのような業者さんに参考見積価格をとるとというのが適正ではなかったのではないかという感じを持つわけです。今回この業者さんに見積もりを取ったという

のは特別な事情があつて取られたのですか。

廣田副課長： 私たちが参考見積をとる際に、発注者側として取り得るベストの手段ということで、その建物の施工に関わった業者さん、内容を熟知している業者さん、メンテナンスで日ごろから施設に関わっておられる業者さん。まったくの新しい業者さんから見積をとるよりもそちらのほうが内容的にも承知しておられるので、いくらかは有利な価格を提示していただけるだろうとの想定のもとに2社ともメンテナンス業者さん、元施工業者さんなどから参考見積を取っています。

私たちが考える中で最大限適正な価格を提示してくれるだろうという業者さんを想定して参考見積を取っております。

笹川委員： 最初の説明で、参考見積りを取ったのは元施工業者さん、メンテナンス業者さんの3社ということですが、13番と14番の業者さんの他にもう一つというのはどちらの業者さんなのでしょうか。

廣田副課長： 落札者となった業者さんです。

笹川委員： この入札で金額を提示してきた業者さんは、何らかの形でこの施設に関わりを持っていた業者さんということですか。

廣田副課長： そうです。

《No.3 飯小学校図工室等改修工事》

廣田副課長： 「資料3のNo.3」に基づき契約の概要を説明

資料中、工事等級の欄のハイフン（－）をBランクに訂正願います。

抽出理由の落札率が高かった要因については、建築工事というものが、平均的に落札率が高くでているということで、見ていただくと、1番の業者さんだけが一回目で予定価格の中に入ってきた業者さんでした。1回目の入札は先程申し上げたように、不確定な要素が多いことから、応札者の多くが失格にならないよう安全な金額を入れてこられることから、最低額応札者を除く皆さんは予定価格を上回っております。

結果として予定価格以内の業者さんが1番の業者さんのみということで高い落札率に至っております。

田中委員： 説明のとおり1社のみが予定価格を下回った、他の会社がそれよりも上だったわけですがそれは偶然であろうということですね。

辞退した会社が4社ですが、指名したのは52社なのでしょうか。そのうち4社が辞退したのですか

廣田副課長： 市内業者の52社というのは、A、Bランクに該当する候補となり得る業者が52社ということです。発注標準がありまして何社指名するという基準を市では持っています。

この案件では通常ですと14社指名になるのですが、地理的要件は距離的

なこともありますので、施工地から同じくらいの距離にある業者さんがいましたので、どちらかを落とすことなく競争していただくということで 15 社を指名したということです。

田中委員： そのうち 4 社が辞退したということですか。

廣田副課長： そうです。

田中委員： この 6,090,000 円の予定価格はどの様に設定されているのですか。

廣田副課長： 設計委託による設計書から設定しております。確認は市で行っています。

田中委員： 他の業者さんから見て、予定価格というのが把握できないということであれば、普通 1 回目の入札で落札するというのは不思議だと思うけども、しかも 1 社のみが予定価格内という、そういうことはありえるのですか。

廣田副課長： 入札の仕組みそのものことですが、まず予定価格は事前に公表しておりませんので、設計額がいくらになるかということは指名した業者さん達は全て知らないということになります。最低制限価格も同じです。

予定価格と最低制限価格の間に応札した業者さんの中で一番低い金額の業者さんが落札者となる仕組みになっておりますので、公表された設計図書等を各業者さんがご覧になられて、落札したいとなればどこの経費を圧縮できるかというようなことで積算した上で各社が入札を行うということです。

田中委員： 落札率が高いということで審議案件に抽出しましたが、今の説明で理解しました。

《No. 4 (仮称) 直江津地区新保育園新築工事設計業務委託》

太田係長： (「資料 3 の No. 4」に基づき契約の概要を説明)

抽出理由の指名競争入札とした経緯ですが、業務委託については、工事と異なり制限付き一般競争入札の制度を設けておりません。

工事であれば 2,000 万以上が制限付き一般競争入札の対象となるのですが、委託につきましては金額に限らず指名競争入札による契約方法としています。

田中委員： 委託については、制限付き一般競争入札はないということなのですが、他の市町村も同じやり方で行っているのでしょうか。

太田係長： すべて把握しているわけではありませんが、県内でいえば一般的に指名競争入札という形で実施している自治体が多いようです。特殊な案件と言いますか、プロポーザルによって決定するケースですと、公告により行うケースもございます。当市でも、例外といたしますか、公告により業者の公募を行ったケースもありますが、価格競争である場合、基本的には指名競争入札という自治体は多いと認識しています。

田中委員： 高額であればある程度一般競争入札にしたほうがよいのではないかと私の個人的な考えはあるのですが、そのような制度がないということであれ

ばそれはそれで妥当であるということになるかと思えます。

山田副委員長： 制限価格とはどのように決めるのですか。

太田係長： 設計書を作成した場合に最低制限価格を設定しており、市のホームページにも公表しておりますが、大きく分けて直接費と諸経費に分かれまして、直接経費に諸経費の70%を足したものを最低制限価格として設定しています。これについては新潟県の考え方に準じていますが、新潟県ではその価格が予定価格の91%を下回った場合は91%に固定するという方式を取っています。当市では算定された数字が91%未満でもそのままの価格で設定しておりますので、今回の案件では予定価格の82.3%になっています。

山田副委員長： 予定価格との対比ではどれもあまり変わらないが、予定価格から算出されるわけではないのですか。

太田係長： 予定価格そのものは設計価格であり、設計価格は直接経費と諸経費と積み上げとなっていますので、そういった意味では予定価格と設定価格と関連はあるのですが、最低制限価格の計算方法としては、諸経費に70%を乗じて算出しております。

山田副委員長： 先ほどのNo.1の事例ですと、予定価格の93%くらいが制限価格になるのですが、そうすると予定価格と差がなくなってくると思えます。だからこそ先ほどのように高い金額で入札されるのだらうと思えます。予定価格と制限価格があまりにも近いのであれば制限価格を設定する意味がないのではないと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

廣田副課長： 今、太田係長が説明したのは業務の委託と言いましょうか、建設コンサルタント業務の最低制限価格の算出方法です。これもホームページで公開しているのですが建設工事につきましては、工事の（経費の）内容を直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に大きく4つに分類できるので、そのうちの直接工事費と共通仮設費についてはそのままの金額を使います。そして現場管理費の80%、一般管理費の30%を算定してこれを足したものを最低制限価格として設定しています。今ほどご指摘のあったように、工事費の内訳の内容によっては最低制限価格が高くなる。というのは直接工事費や共通仮設費にかかる金額が多いものにつきましては割り落としをかけておりませんので、最低制限価格を算定するときはそのままの金額を使いますので、このウエイトが高いと最低制限価格も高くなります。

現場管費、一般管理費のほうにある程度のウエイトがあると、最低制限価格も下がってきます。工事の内容によってそのように差が出てくることになります。

田中委員： 単純な疑問なのですが保育園の設計、それから現場管理で3,500万ほどの経費がかかるのですが、これはどのような根拠で設定されているのですか。

坂下技師： 県と国の委託料の積算基準に基づいて、用途と延べ床面積の広さに応じ

て、予定価格を積算しています。

廣田副課長： 補足をさせていただきます。

今回は基本設計と実施設計を一緒に発注していますので、単純に2倍ということにはなりません、そういった二つの要素を含んでいる設計であるため、通常的设计よりも高くなることをご理解いただければと思います。

今本委員長： 先ほどプロポーザルの話が出てきたと思うのですが、プロポーザル方式にする基準とかはあれば確認させてください。

太田係長： 特に基準はございませんが、例えば美術館とか一般的な施設ではないものの場合などで、発注者側と一緒に設計内容を作り上げていくようなものにつまましてはプロポーザル方式で行うという傾向にあります。

《No.5 平成27年度 全国標準学力テスト（NRT）業務委託》

武田係長： 「資料3のNo.5」に基づき契約の概要を説明

抽出理由について、まず予定価格、見積価格ともに1円単位となっていることですが、予定価格の算定方法につきましては、全国標準学力テスト発行元であります㈱図書文化社さんの1教科1人当たりの定価があります。この定価に実行予定人数を乗じる算定方法で設定しておりまして、発注仕様書にも教科ごとの単価契約で契約する旨を明記した上で見積を徴収していることから、いずれも1円単位の価格となっています。

随意契約とした経緯ですが、㈱伊藤テストセンターにおいては、全国標準学力テストを発行する㈱図書文化社の市内唯一の販売・供給代理店であるということから、随意契約を締結させていただいたものであります。

田中委員： ㈱図書文化社以外には標準学力検査を実施していないのですか。もし他の業者が行っているとすれば、この会社を選んだ理由を再度確認したい。

武田係長： 担当課の学校教育課で把握しているものは、こちらのテストだけというところでは。

田中委員： 契約方法に見積り合わせと記載してありますが、他の会社からも見積もりを徴したのではないですか。

武田係長： 全国標準学力テストを発行されているのが㈱図書文化社になるのですが、㈱図書文化社の市内で取り扱っている業者が㈱伊藤テストセンターだけということですので、他からは見積りは徴収していません。

廣田副課長： 一般競争入札、指名競争入札、随意契約、見積り合わせという言葉がありますが、見積り合わせだから必ず複数社からということだけではなく、ひとつの契約の用語ということをご理解いただきたい。

田中委員： 参考見積り徴収業者はこの会社1社ということ。上越市内に扱える会社が1社しかいないということであればやむを得ないのかと思いますが、例えば上越市ではこの会社しかいないかもしれませんが、妙高市や糸魚川市の

方に扱っている業者があるのかどうか。もしあるとすれば参考見積りを取ってみるのも一つの方法ではないかと思うのです。入札の公平性と競争性から考えてその点はどうかと思って今回抽出しました。

上越市内の会社で行うのが妥当かと思いますが、そこは細かくご検討いただく部分ではありませんが、それも一つの方法ではないかと思います。

山田委員(昌)： ㈱図書文化社の見積りの1名の金額というのはそちらで把握されていて、予定価格というのが算定されているわけですね。

武田係長： そうです。

《No.6 非課税確定通知等作成業務委託》

武田係長： (資料3のNo.6に基づき契約の概要を説明)

抽出理由の随意契約とした理由につきましては、確定通知書等の印刷封入作業自体は簡易なものではありますが、この前段の作業といたしまして当市の税情報システムからの対象者データの抽出にかかるプログラム作成が必要であったことから、データ抽出の基となる税情報システムを開発し、運用を手掛けている業者で今回非課税確定通知書のプログラム作成に関する運用支援が唯一可能な業者を選定したものです。

また、落札率100%の件ですが、推測になってしまいますが、この業務は、どちらかという大がかりな機材を使用するような内容ではなく、プログラム作成を始め、税情報を取り扱うことに伴う納品物、検品確認作業にかかるもので人件費が大部分を占めることもあって、精度の高い見積りができたことから落札率が高くなったのではないかと考えられます。

田中委員： 非課税データの抽出プログラムというのは、その度、改めてプログラムを作ってもらえるのですか。それとも普通のパソコンを使いこなせる人であればそのプログラムを扱えるものなののでしょうか。

武田係長： 今回の非課税確定通知書の作成に至った経緯になりますが、まずプログラム作成については、国の政策として年金生活者等の支援臨時給付金が支給されることに伴い、市内の非課税の方のデータ抽出が必要になったものに伴うものです。

非課税データの抽出につきましても給付金の支給対象となりうる可能性のある方を抽出するというもので、一例としては、28年度中に例えば65歳以上に達する方で非課税者、さらに課税者の方から扶養されていないという複雑な抽出条件が伴うものであったものですから、このあたりの運用支援ができる業者は、やはり税情報システムを手掛けている業者以外にいないということで、この業者にお願いをしたということです。

廣田副課長： 少し補足させてください。税情報そのものは市の中の市民税、全体の情報を管理しているシステムですので、普通の私どもがデータを使ってパソコン

で操作をするというものではなく、専用機と言いましょいか、専用のものを使って、確定申告のデータを基に市民税を賦課する、そういったもののデータをすべて構築した中での作業になるということです、一般の汎用のパソコン云々というレベルではなく、もっと市全体の税システムの分野ということになろうかと思えます。

田中委員： そういった部分であれば確かに専門的な知識がないとできないと対応できない気がしますが、通知書とか作成印刷等であれば、業者に直接出さないでも一般市民から広く雇ってやってもらうという方法もあるのではないかという気持ちもありました。プログラムの専門分野があるとすればそれはそれで適正な運用だったのだらうと理解しました。

《No. 7 史跡 斐太遺跡群釜蓋遺跡保存整備事業報告書 I 印刷》

武田係長： (資料 3 のNo. 7 に基づき契約の概要を説明)

抽出理由の予定価格設定の経緯につきましては、参考見積りを基に設定しております。参考見積りを依頼した業者につきましては資料の 3 番、網掛けをしている業者になりますが、26 年度に釜蓋遺跡ガイダンスの施設紹介のパンフレットを担当課で発注しておりまして、その際に、デザインの提案力に優れていたほか、今回の報告作成の仕様書の中にレイアウトや割り付け等の編集作業に関するデザイン提案も含まれていたことから、参考見積りを依頼したものです。

指名業者選定の経緯につきましては、入札参加資格者のうち仕様書に定める印刷内容を考慮して、2 色機以上の印刷機を所有し取扱いができる業者、それから参考見積業者を選定したものです。

落札価格につきましては、これも推測になってしまいますが、業者の忙しい時期と、そうでない時期の状況により、仕事を受けたいという意欲が強い場合などには企業努力により応札価格が下がることも想定できることから、そのような作用が働いたものと捉えています。

田中委員： 参考見積業者は、かがやきの 1 社だけですか。他は取ってないですか。

武田係長： 参考見積については 1 社です。

田中委員： 1 社からの参考見積価格が 1,275,000 円ということで予定価格が設定されているわけです。見積りをした会社自体がさらに 2 割近く下げて応札しており落札額は見積額よりもさらに安くなっています。このように高い参考見積価格を出してくることで自体が適正な価格設定につながるのかどうか。そういうものはやむを得ないのでしょうか。

今後も見積をしてもらうのであれば、今回 54.12%で落札した業者さんから参考見積を出してもらうという形になっていくのもひとつの筋道のような気もするのですが、どのようにお考えですか。

武田係長： 参考見積に関して言いますと、印刷業務に限らず物品等でもそういう形になることも多いのですが、参考見積を依頼した業者さんがメーカーから見積りを徴収ケースも多くあり、その時点でメーカー側の方が出す価格が高いと参考見積額も高くなる傾向がでるといふうには推測されるところであります。実際の入札の時になりますと、メーカーさんとしても自社製品を売り込みたいという意欲の表れから少し値段が下るといふ傾向もあるものと思っております、そういったところからも金額に差が出てくるというときもあるのではないかと捉えております。

田中委員： これは低入札の調査というものは行いますか。

廣田副課長： 物品については、低入札調査は行っておりません。役務の提供、業務の委託等については対象になりますが、物品、印刷については低入札調査の対象ではありません。

山田(昌)委員： 購入だとか機械はいつも予定価格と応札額に開きがあることが多いので、田中委員さんがおっしゃったように毎回同じような説明を受けます。何か少し方法を変えていった方がいいのではないのでしょうか。

宮下課長： そこは一つ宿題をいただいたというように思います。例えば印刷でも様々な条件があろうかと思えます。参考見積を徴した際と、実際に入札する段で、見積を徴した段階の設定状況の中で納品時期はいつかとかという部分でも変動はあるでしょうし、実際見積った以降、契約の段になって、たとえば紙の単価が上がったとか部品の調達のコストが変わったとか色々な変動状況があろうかと思えます。落札率が100%がいいのかという議論もあろうかと思えますが、より精度があがるように、皆さんの意見も踏まえながら、担当課とも検討させていただきたい。

《No.8 正善寺浄水場構内除雪業務委託》

森口係長： (資料3のNo.4に基づき契約の概要を説明)

抽出理由に対する説明として、本指名業者の選定理由につきましては物品入札参加資格者のうち、除雪業務を希望する業者で、委託場所である正善寺浄水場から距離が近い5社を選定しております。他の応札状況においては資料に記載の1から5社の金額のとおりとなっております。

田中委員： 落札率が100%です。

この事例だけではないのですが、今回この会社については毎年ここで行っている業者さんですか。それとも初めて行う業者さんなのですか。

森口係長： こちらの正善寺浄水場の除雪業務については、入札の結果、毎年、上新開発(株)が請け負っています。

田中委員： 入札価格は毎年のことだからということで金額が一致する、落札率が100%というのは不思議ではないとも言えますが、この物品入札参加資格者というものはどのようなものですか。

森口係長： 物品入札参加資格者というのは、物の購入、除雪業務等の役務の委託の入札の参加を希望される業者さんが申請をして、その申請の中身を精査して市のほうで名簿登録するというものです。

田中委員： 希望すれば他の業者さんであっても、物品入札参加資格者になれるものなのですか。というのは、正善寺浄水場ということで地元の業者さんが仕事をさせていただくことが出来ないのでしょうか、指名競争で指名してもらえないかということをお聞きしたい。

また、この案件は102万円ですが、今年のように雪が少なくても経費は払われていくものですか。

森口係長： 除雪については雪が降った時に除雪機械を持ってきて除雪してもらう形になりまして、入札の時点では除雪の見込み時間で、各業者さんから入札してもらいます。実際の契約については、一時間当たりの単価契約で行いまして、この委託期間の間で除雪に出てきてもらった実質稼働時間により支払っています。

田中委員： たまたま正善寺浄水場ということで、正善寺ダムは地元の方が紫陽花の花畑を作るなど、地域でいろいろ努力されていると思います。除雪作業においても地元の主催者が参画して除雪作業、ダムを維持管理していくというような形で仕事をさしてあげられるようなことが出来ないのでしょうか。特に地元の人たちが行えば、たとえば除雪上の問題があったとしても、地元でのコミュニティーの中で対応もしていける。除雪の範囲は2,675㎡ですか、そんなに広くないではないですね。地元にはそのような業者があるかないか分かりませんが、中小の建設業者とか除雪車を持っている人たちがいるとか、重機を持っている方がいるとか、そのような人たちが物品入札参加資格を取得したとして、入札に参加できないものなのかどうか確認したいのですが。

廣田副課長： 物品の入札参加資格についてご説明します。私どもの入札に関しましては工事、物品、印刷業務委託それぞれについて、入札参加資格申請をしていただきます。その業者さんが市の契約の受注者として適切であるかを審査した上で名簿に登載し、その中からそれぞれの業務を指名させていただきます。

物品は印刷から業務委託まで色々なものがあります。そこで業者さんにはいろんな業務とか物品についてある程度得手不得手を含めた上で1番目から何番目かまでの希望を出して申請していただいています。その中から市長部局、ガス水道局で選定しています。

田中委員： 申請すれば資格審査をしてもらえるとというように理解しました。申請するかしないかは本人、地元の人たちの考え方なのでしょうけれども、申請すれば審査してもらえるとということ自体知らないのかもしれない。

競争性を高める意味もあるのですが、周知して、このような除雪であれば大手の業者に限らず入札できるような方法を講じてやれないものでしょうかと思います。審査の結果が駄目であれば仕方ないのですが、そういった機

会を与えられるようであれば検討してもらえないかという気持ちを持っています。入札制度そのものに関するお話ではないのですが、一応そのような考えがあって抽出させてもらいました。

平野課長： 今ほどの話の中で、正善寺浄水場の構内除雪を誰でもできるのではないかとありますが、仕事を依頼するにあたって、仕様書を作ってそこに色々条件を示し業務可能な方が応札してきます。

今回の除雪ですけれども、限られた時間の中で、2,600 m²をどう見るかというのがありますが、結構広いと思います。そこで業務に支障がないように除雪をするとすると、ある程度限られた時間で行わなければならないですし、除雪に使う重機の関係もある程度の機能が必要になることもありまして、選定理由にもありますが、除雪業務を希望している中から近接性で選ばせてもらっています。この考え方でありますので、例えば正善寺に希望される方があれば指名される可能性はあるのだろうというように考えます。

今本委員長： 今のところは正善寺の周辺に希望する業者はいないということですか。

森口係長： 今回の場合は近接性で見たのですが、その中で一番近かった業者から選定していますので、今後の指名を約束するものではありませんが、今回の考え方や状況はそうであったということになります。

《No.9 減圧弁 100A・80A及び関連材料》

森口係長： （「資料3のNo.9」に基づき契約の概要を説明）

抽出理由に対する回答については、今回参考見積を1番と2番の業者から取ってそれを参考に価格を設定しています。今回入札後に落札業者に確認をしたところ、実際の参考見積額についてはメーカーの小売希望価格ということで実際に入札ではその業者がメーカーとの交渉等を行った結果、低い金額で入札できたということで、落札率が低くなったということです。

田中委員： 業者さんが商品について安く入手することができたことで、半値となっていますが、これも先ほどの事例と一緒にですが、今後5割で買えるとすれば、初めから適正な参考見積価格を出していなかったのではないかとともにれるわけです。初めからこのように算定してくればいいのではないかと思います。今後安く見積れるのであれば、当初の段階で予定価格も安く見積ってこれるものだと思いますので、今後は、見積を取られる際に慎重に検討されるとうらないかと思うのですが。

平野課長： 特に積算基準等が公表されていないものは、参考見積を取るようになるわけです。市も、ガス水道局も一緒なのですが、できるだけ複数社から参考見積をとるということをしています。ただ、参考見積を取る相手先に声かけをしますと、そこがメーカーに問い合わせるというところで、その時の事情等とかはあるとは思いますが。そんな中でいろいろと工夫はしているところで

が、中には実際発注になった場合に逆に安くならない場合もあろうかと思えます。

田中委員： そのとおりかと思いますが、そうであったとしても、入札結果が半値になるということであればなんとか方法がないかとも思います。しかも、減圧弁はある程度決まった製品だとも思います。特別に作ったものとか、特別に安くできるとか、特別に高くできるというものでもないと思いますが。あまりにも差が出るということがはたして適正な価格設定であったのかと思います。

笹川委員： メーカーの小売希望価格が予定価格にきているというお話でしたが、実際メーカーと企業が交渉して価格が下がる場合が多いということだと思っておりますが、下がらない場合もあったのですか。

平野課長： 物品によって異なります。減圧弁というわけではありませんが、過去の中ではここまで極端に下がるということがいつもあるというわけではありません。その時々そのものによって変わっているということです。

笹川委員： 入札額が下がらない場合があるということですね。

平野課長： 落札率が 100%になるというわけではありませんが、下がらない場合があります。

《No.10 企業会計システム用ソフトウェアライセンス》

森口係長： （「資料3のNo.10」に基づき契約の概要を説明）

抽出理由に対する説明については、随意契約にした理由ですが、先ほどの申し上げた地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「その性質または競争入札に適さないもの」を適用しました。

田中委員： この996,000円で行ったバージョンアップというのは毎年行われるものですか。あるいは何年かに1度行われるものですか。

平野課長： 情報セキュリティの関係でインターネットエクスプローラというソフトがあるのですが、メーカーのマイクロソフトが現行のサポートをしないことになりました。サポートがないと我々としても業務を行うことに支障があるという中で、どうしても最新のものにする必要があったということです。これから定期的になるかどうかというのはマイクロソフトのサポートがどうなっていくのかによります。

田中委員： 100%で随意契約をせざるを得ないという、現在運用しているシステムである以上その会社からバージョンアップを行ってもらわざるを得ないのかとは思いますが、問題は996,000円というのはバージョンアップするための経費として妥当な見積金額なのかです。他の会社からは参考見積はありませぬので、この会社1社の見積り次第、言葉は悪いですが、言い値でお金を払わなければならない形になるかもしれません。私もパソコンは持っていますが、バージョンアップ以外にそれほどお金がかからないと思うのですが。市

や大企業の会計システムともなればバージョンアップに相当お金がかかるのかなとも思いますが、果たしてこの金額が妥当なのかどうかそのことはどこかで確認する方法はあるのですか。

平野課長： まず資料の概要を見ていただきたいのですが、今回は「ライセンス」ということで、インターネットエクスプローラ 11 に対応しているライセンスといえますか、使用权みたいなもので、それを 100 用意しているということで、1 つで 996,000 円というわけではありません。100 で 996,000 円ということですよ。

このライセンスにつきましては他にあるのかということ、私の聞いた限りでは汎用品では無いと、いわばシステム開発をしているところに納入するものであって市販で購入できるものではないと聞いていますので、妥当性があるかどうかというのは難しいですが、100 個のライセンスに対してこの金額であれば妥当な金額なのではないかと考えております。

田中委員： このバージョンアップが毎年行われるのであれば毎年この業者さんが入り続けなければならなくなるので、そう度々ないとは思いますが業者さんの出してきた参考見積価格と同額の 100%ということですよと、他に少しでも安価になる要素がないのかと思います。入札であれば予定価格よりもある程度安くなるというのが入札のメリットですが、入札がないということですので、今後別なシステムの中で経費がかからないように行えるのかどうか。今後の問題として注視していきたいと思っております。

山田副委員長： 入札監視委員会の審議対象というのは、上越市が行った契約のものという認識はしていますが、上越市の場合、他にいろいろと市の業務を委託していることが多いのではないかと思います。そうであれば、委託先を通じて行う契約と、上越市が上越市の名前で行う契約、同じ税金が流れているが一つはこの委員会の対象になり、一つはならないかもしれないというのもありえると思うのですが、その辺の割合というのはいかがですか。いまお答えするのが難しいのでしたら次回でお伺いしたいのですが。

宮下課長： 手元に数字がございません。持ち帰りまして精査し、みなさまに報告できる数字が把握できるようでありましたら、次回に皆様にご報告したいと思います。

今本委員長： 先ほどの企業会計システム用ソフトウェアライセンスですが、このようなものはソフトウェアの場合はバージョンアップで儲けるといえるのが一つのビジネスモデルになっているかと思うのですが、金額は基本的には言いなりなんでしょうか。私の大学でも、例えば図書館のデータベースでは毎年値段が上がっているということで、国立大学が大変な中で、問題になっている点のひとつですが、そのような状況が出てくることがないのか心配です。

宮下課長： 予定価格と実際の納入金額をつぶさに比較した中で、委員長さんが言われたとおり全てが言いなりになるかということも含め、私どもも把握しており

ません。メーカー若しくはシステム開発会社からの見積額について実態を詳しくらかにしていかないと分からないので、宿題にさせていただきたいと思います。次回話ができれば話したいと思います。

今本委員長： できれば、これは何年か前から導入していると思うのですが、前の更新の時の価格との比較のようなものがあれば、今回の価格が上げられたかどうかというのが分かりますので、その点も可能でしたらお願いします。

今本委員長： これで、本日の審議は全て終了しましたが、他に事務局で何かありますか。

宮下課長： 次回の会議の予定ですが、8月下旬を予定しています。詳しい日程につきましては委員長にご相談させていただき、早めに連絡させていただきます。本日第1回目の案件の抽出を田中委員にお願いしましたが、第2回目につきましては山田副委員長にお願いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。また事務局から改めて連絡をさせていただきますので、その際にはよろしくお願いたします。

今本委員長： それではこれで入札監視委員会第1回会議を終了します。

9 問合せ先

財務部契約検査課工事契約係

TEL：025-526-5111（内線1308）

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp